

# 資金洗浄対策の重要性

大阪弁護士会 民暴委員会委員  
弁護士法人中央総合法律事務所  
弁護士 高橋 瑛輝

## 1 はじめに

暴力団をはじめとする反社会的勢力は、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」であり、犯罪行為による資金獲得活動を行い、その資金をもって勢力の維持・拡大を図っています。そのため、その資金源対策が極めて重要であることは言うまでもなく、これまで、企業や市民の行動指針として、暴力団を「利用しない」、「恐れない」、「金を出さない」に、「交際しない」を加えた、三ない運動+1が展開されてきたところです。

しかしながら、種々の対策が成果を挙げてもなお年間被害額300億円を超える特殊詐欺事犯の背後において、暴力団構成員等が主導的な立場で深く関与しているとみられるなど、依然として暴力団等の資金源を根絶することは難しい状況にあります。

こうした中で、民間企業として、三ない運動+1のほかに出来ることはあるのでしょうか。その一つの答えは、「資金洗浄対策」の取り組みだと考えます。

## 2 反社会的勢力と資金洗浄

資金洗浄とは、一般に「犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為」をいい、これを放置すると、犯罪による収益が、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され、組織的な犯罪を助長するなど、社会経済に重大な悪影響を及ぼすものです。そのため、そのような行為は、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法によって、犯罪として規定されています。

資金洗浄行為を行う主体は暴力団には限られず様々ですが、いずれにせよ、収益を発生させた原因となる何らかの犯罪行為を行った者又はその収益を収受した関係者等といえますので、広く「反社会的勢力」の活動を維持・強化させないための対策として、資金洗浄対策に取り組む必要性があるといえます。

## 3 民間企業との関係性

民間企業が資金洗浄対策に関係するのは、主に、犯罪収益移転防止法に基づく義務を通じてです。すなわち、資金洗浄に悪用される可能性がある商品・サービスを取り扱う一定の業者は、そうした商品・サービスに関する契約を締結する場合などにおいて、顧客の本人特定事項等の確認（取引時確認）や、その記録等の作成・保存のほか、取引において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合や、顧客が資金洗浄行為を行っている疑いがある場合には、所管行政庁に対して「疑わしい取引の届出」を行うことが義務付けられています。

す。

資金洗浄対策というと、金融機関をイメージしがちですが、実際には、宅地建物取引業者や宝石・貴金属等取扱事業者といった経済的価値の大きい財物を取扱う事業者や、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者といった詐欺等に悪用されるおそれがあるサービス提供事業者も、犯罪収益移転防止法上の義務を負う事業者として、資金洗浄対策を強化していくことが必要です。

また、近年、資金洗浄対策の必要性が強く意識されていることを踏まえ、金融機関以外の事業者に対しても、各所管行政庁から必要な取り組みをまとめたガイドラインが相次いで公表されており、それらへの対応という意味でも、資金洗浄対策に積極的に取り組む必要があるといえます。

#### 4 民間企業における現状と課題

上記の疑わしい取引の届出に関する情報は警察庁に集約、分析され、資金洗浄その他の犯罪行為の捜査、検挙、ひいては犯罪収益の没収等に役立てられるという仕組みになっており、この届出義務を果たすことは極めて重要です。これまでの年間届出件数は増加傾向にあり、平成22年では30万件に満たなかった件数が、令和元年には44万件を超えるまでになりました。もっとも、内訳をみると、41万件以上が金融機関によるものであり、それ以外の業種からの届出は少数にとどまっています。

もちろん、単純に数が多ければよいというものではありませんが、疑わしい取引を漫然と看過することがないように、資金洗浄対策の重要性や、各所管行政庁がガイドラインを公表するなどして監督を強めていること等も改めて意識し、どのような場合に疑わしい取引に該当し得るのか、少なくとも各所管行政庁から公表されている「疑わしい取引の参考事例」も参照しながら、慎重に取引にあたる必要があります。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載